

生企第1034号

令和5年6月8日

(一社)和歌山県猟友会会長
和歌山県ライフル射撃協会会長
和歌山県クレー射撃協会会長 殿
(一社)全日本指定射撃場協会和歌山県支部長
和歌山県銃砲火薬商組合長

和歌山県警察本部
生活安全部
生活安全企画課長
(公印省略)

猟銃等(初心者)講習会の開催について(通知)

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、銃砲等行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項に規定する猟銃等(初心者)講習会を別添のとおり開催しますのでお知らせします。

本件開催については、県警ホームページにも掲載しています。

なお、当文書については、関係者以外への配布は御遠慮ください。

事情により開催日時・場所が変更となる場合があります。

担当

許可等事務指導室

銃砲・営業等許可係

電話 073-423-0110

(内線3056~3059)

猟銃等（初心者）講習会の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項に規定する猟銃等（初心者）講習会を下記のとおり開催します。

記

- 1 開催日時
令和5年8月22日（火）午前9時から午後5時までの間
- 2 開催場所
和歌山市手平2丁目1番2号
県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛 2階201号室
- 3 定員
30名
- 4 受講申込要領
 - (1) 申込先
住所地进行を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
有田湯浅警察署有田分庁舎若しくは新宮警察署串本分庁舎管内に居住の方は、分庁舎の生活安全係でも受け付けています。
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）
 - (2) 提出物
講習受講申込書（規則様式第19号）に写真を貼付し、必要事項を記載の上、申し込んでください。
 - (3) 受講料
6,900円（左記相当額の和歌山県証紙を事前に購入し、受講当日、受講申込書に貼付して提出してください。）
 - (4) 受付締切日
令和5年8月8日（火）
※ 定員に達すれば、その時点で受付を締め切ります。
- 5 受講上の留意事項
 - (1) 申込みに際しては、事前に電話で住所地进行を管轄する警察署担当者に連絡してください。
 - (2) 電話予約の上で郵送による申込みも可能です。
- 6 問い合わせ先
和歌山県警察本部生活安全企画課 銃砲・営業等許可係
電話 073-423-0110 内線3056～3059